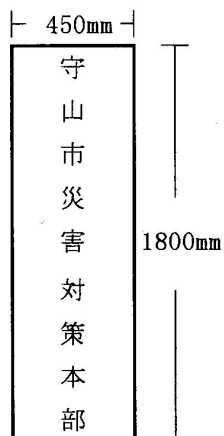


災害対策本部の標識等

災害対策本部の表示板

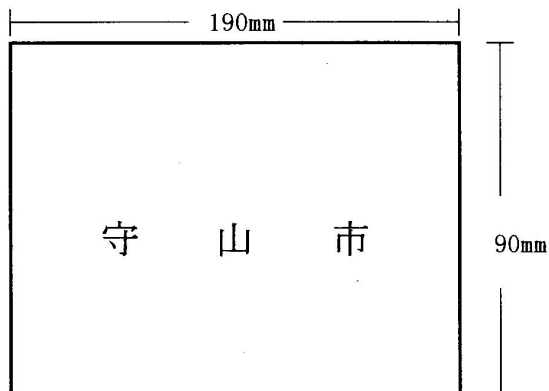
木製・文字は黒色



災害対策本部開設前の腕章

(1) 色彩区分 地の色彩は白色、文字は青色

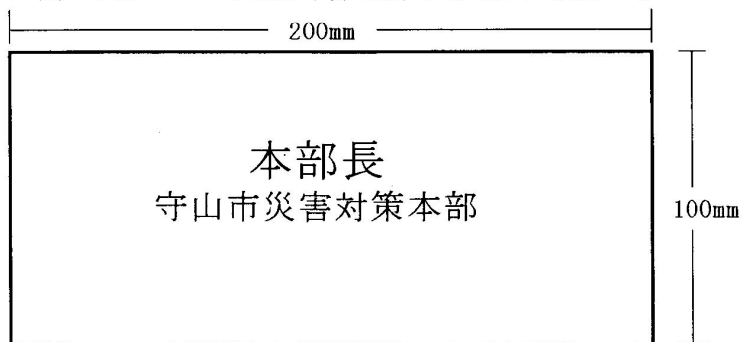
(2) 寸法 寸法は半分に折りたたんだ状態のもの



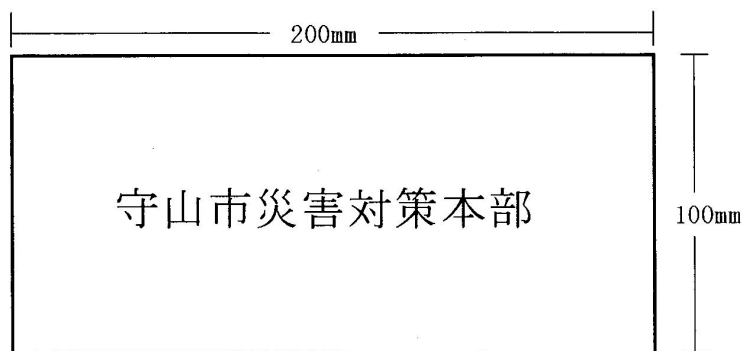
災害対策本部の腕章

(1) 色彩区分 地の色は白色、文字は青色、役職名は赤色

(2) 寸法 寸法は半分に折りたたんだ状態のもの



本部長用



その他職員用

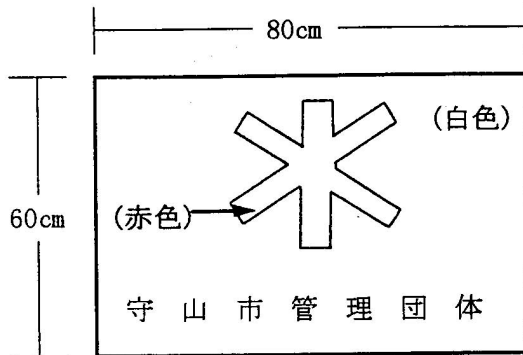
消防団副団長  
副本部長  
消防署長  
消防団長  
指揮監  
本部員  
班長

## 水防活動優先通行の標識と身分証

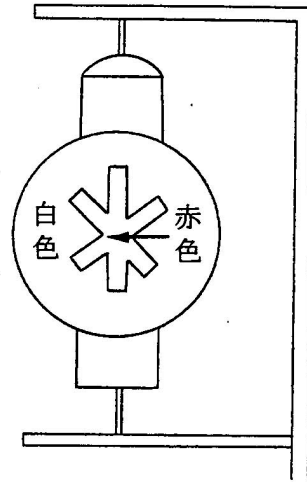
### 1. 優先通行の標識

水防法第11条による水防のために出動する車両に掲げる標識

(標 旗)



(標 灯)



### 2. 水防法第36条第2項による身分証標

		所	第
	身	在	年 号
	分 職 名	水 防 公 務 証	月
守 山 市	氏 名		日 発 行
年			
月			
日 生			

(注)

証票の寸法は  
 縦 10cm  
 横 13cmとする。

警報・注意報発表基準一覧表

平成 24 年 5 月 29 日現在  
発表官署 彦根地方気象台

守山市	府県予報区	滋賀県		
	一次細分区域	南部		
	市町村等をまとめた地域	近江南部		
警報	大雨 (浸水害) (土砂災害)	雨量基準	1 時間雨量 60mm	
		土壌雨量指数基準	-	
	洪水	雨量基準	1 時間雨量 60mm	
		流域雨量指数基準	-	
		複合基準	-	
		指定河川洪水予報による基準	野洲川下流 [野洲] , 淀川水系琵琶湖 [琵琶湖の水位 (片山、彦根、三保ヶ崎、堅田、大溝の 5 点平均)]	
	暴風	平均風速	琵琶湖	20m/s
			琵琶湖を除く地域	20m/s
	暴風雪	平均風速	琵琶湖	20m/s 雪を伴う
			琵琶湖を除く地域	20m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	24 時間降雪の深さ 30cm	
波浪	有義波高			
高潮	潮位			
注意報	大雨	雨量基準	1 時間雨量 30mm	
		土壌雨量指数基準	91	
	洪水	雨量基準	1 時間雨量 30mm	
		流域雨量指数基準	-	
		複合基準	-	
		指定河川洪水予報による基準	野洲川下流 [野洲] , 淀川水系琵琶湖 [琵琶湖の水位 (片山、彦根、三保ヶ崎、堅田、大溝の 5 点平均)]	
	強風	平均風速	琵琶湖	12m/s
			琵琶湖を除く地域	12m/s
	風雪	平均風速	琵琶湖	12m/s 雪を伴う
			琵琶湖を除く地域	12m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	24 時間降雪の深さ 10cm	
	波浪	有義波高		
	高潮	潮位		
	雷	落雷等により被害が予想される場合融雪濃霧		
	融雪			
	濃霧	視程	100m	
	乾燥	最小湿度 40% で実効湿度 65%		
なだれ	積雪の深さが 50cm 以上あり次のいずれか 1 24 時間降雪の深さ 30cm 以上なだれ 2 日最高気温 10 以上 3 24 時間雨量 15mm 以上			
低温	最低気温 -5 以下*1			
霜	4 月以降の晩霜			
着氷				
着雪	24 時間降雪の深さ : 15cm 以上			
	気温 : 0 以上			
記録の短時間大雨情報		90mm 1 時間雨量		

\*1 気温は彦根地方気象台の値。

## 気象庁震度階級関連解説表

### 使用にあたっての留意事項

- (1) 気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値です。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではありません。
- (2) 地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがあります。また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なります。
- (3) 震度が同じであっても、地震動の振幅（揺れの大きさ）、周期（揺れが繰り返す時の1回あたりの時間の長さ）及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なります。
- (4) この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。また、それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではありません。
- (5) この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、5年程度で定期的に内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなった場合には変更します。
- (6) この資料では、被害などの量を概数で表せない場合に、一応の目安として、次の副詞・形容詞を用いています。

用語	意味
まれに わずか 大半 ほとんど	極めて少ない。めったにない。 数量・程度が非常に少ない。ほんの少し。 半分以上。ほとんどよりは少ない。 全部ではないが、全部に近い。
が（も）ある、 が（も）いる	当該震度階級に特徴的に現れ始めることを表し、量的には多くはないがその数量・程度の概数を表現できかねる場合に使用。
多くなる	量的に表現できかねるが、下位の階級より多くなることを表す。
さらに多くなる	上記の「多くなる」と同じ意味。下位の階級で上記の「多くなる」が使われている場合に使用。

気象庁では、アンケート調査などにより得られた震度を公表することがありますが、これらは「震度 相当」と表現して、震度計の観測から得られる震度と区別しています。

## 人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらなさと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが増える。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが増える。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が増える。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7	揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに増える。補強されているブロック塀も破損するものがある。

## 木造建物（住宅）の状況

震度階級	木造建物(住宅)	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5弱	—	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5強	—	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
6弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。 瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。
6強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。 傾くものや、倒れるものが多くなる。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

(注1) 木造建物(住宅)の耐震性により2つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和56年(1981年)以前は耐震性が低く、昭和57年(1982年)以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注2) この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁(割り竹下地)、モルタル仕上壁(ラス、金網下地を含む)を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

(注3) 木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成20年(2008年)岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

## 鉄筋コンクリート造建物の状況

震度階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5強	—	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6弱	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6強	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁(はり)、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂がみられることがある。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。 1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁(はり)、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂が多くなる。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多くなる。

(注1) 鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和56年(1981年)以前は耐震性が低く、昭和57年(1982年)以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注2) 鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

## 地盤・斜面等の状況

震度階級	地盤の状況	斜面等の状況
5 弱	亀裂 <sup>1</sup> や液状化 <sup>2</sup> が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
5 強		
6 弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6 強	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある <sup>3</sup> 。
7		

- 1 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。
- 2 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。
- 3 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

## ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度 5 弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。 さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まる可能性がある。
断水、停電の発生	震度 5 弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある。
鉄道の停止、高速道路の規制等	震度 4 程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。）
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。そのための対策として、震度 6 弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度 5 弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

震度 6 強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

## 大規模構造物への影響

<p>長周期地震動による超高層ビルの揺れ</p>	<p>超高層ビルは固有周期が長いため、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いOA機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらなると、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。</p>
<p>石油タンクのスロッシング</p>	<p>長周期地震動により石油タンクのスロッシング（タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。</p>
<p>大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落</p>	<p>体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。</p>

規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなることがある。



### 災害の被害認定基準

分類	用語	被害程度の判定基準	
人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したものまたは死体は確認できないが、死亡したことが確実な者。	
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いがある者。	
	負傷者	重傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、または受ける必要のある者のうち1月以上の治療を要する見込みのもの。
		軽傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、または受ける必要のある者のうち1月未満で治療できる見込みのもの。
住家被害	住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。	
	世帯	生計を一つにして実際の生活単位をいうが、同一家屋内の親子夫婦であっても生活の実態が別々であれば当然2世帯となる。また、主として学生等を宿泊させている寄宿舎、下宿、その他これに類する施設に宿泊するもので、共同生活を営んでいるものについては原則としてその宿泊者等を1世帯として取扱う。	
	全壊、全焼または流失	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没したもの、または、住家の損壊(ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。)が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊もしくは流失した部分の床面積がその住家の延べ面積の70%以上に達した程度のもので、または住家の必要な構成要素(ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。)の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもので。	
	半壊または半焼	住家がその居住のために基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延べ床面積の20%以上70%未満のもので、または、住家の重要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもので。	
	床上浸水	住家の床より上に浸水したものおよび全壊・半壊には該当しないが、土砂、竹木のたい積により一時的に居住することができないもの。	
	床下浸水	床上浸水にいたらない程度に浸水したもの。	
	一部破損	損壊の程度が半壊焼にいたらない程度の住家の破損で、修理を必要とする程度のものである。ただし窓ガラス2~3枚が割れた程度のものであるを除く。	
非住家被害	非住家	住家以外の建物でこの報告中他の被害箇所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。	
	公共建物	例えば役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用または公共の用に供する建物とする。	
	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。	
	非住家被害	全壊または半壊の被害を受けたもの。	
被害世帯数	り災世帯	災害により全壊、半壊および床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。	
	り災者	り災世帯の構成員とする。	

資料 6-5 災害の被害認定基準

分類	用語	被害程度の判定基準
田畑被害	流失・埋没	田の耕土が流失し、または砂利等のたい積のため、耕作が不能となったもの。
	冠水	稲の先端が見えなくなる程度に水につかったもの。
その他	道路決壊	高速自動車道、一般国道、県および市町村道(道路法第2条第1項に規定する道路、以下同じ)の一部が損壊し、車両の通行が不能となった程度の被害をいう。(ただし、橋りょうを除いたものとする。)
その他被害	橋りょう流失	市町村道以上の道路に架設した橋が一部または全部流失、一部の渡橋が不能になった程度の被害をいう。
	河川決壊	河川法にいう1級河川および2級河川(河川法の適用もしくは準用される河川)の堤防、あるいは溜池、かんがい用水路の堤防が決壊し、復旧工事を要する程度の被害をいう。
	鉄道不通	汽車、電車の通行が不能となった程度の被害とする。
	被害船舶	ろかいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったものおよび流失し、所在が不明になったもの、ならびに修理しなければ航行できない程度の被害をうけたもの。
	通信被害	電話とは災害により通信不能となった電話の回線数とする。 電気とは、災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。
	その他の被害	農業用施設、林業用施設、砂防用施設、港湾および漁港施設、農作物等の被害で特に報告を必要とするもの。
その他用語の解説	文教施設	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、ろう学校、養護学校および幼稚園における教育の用に供する施設とする。
	港湾被害	港湾法第2条第5項に規定する水域被害、外かく施設、けい留施設または、港湾の利用および管理上、重要な臨港交通施設で、復旧工事を要する程度の被害をいう。
	砂防被害	砂防法第1条の規定による砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設または、同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸で復旧工事を要する程度の被害をいう。
	清掃施設	ごみ処理およびし尿処理施設とする。
	公共文教施設	公立の文教施設とする。
	農林水産業施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭和25年法律第169号)による補助対象となる施設をいい、具体的には農地、農業用施設、林業用施設、漁業用施設および共同利用施設とする。
	公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和26年法律第97号)による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には河川、海岸、砂防設備、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、港湾および下水道とする。
	その他の公共施設	公共文教施設、農林水産業施設および公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば、庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用または公共の用に供する施設とする。
	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
	林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
	畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。

資料 6-5 災害の被害認定基準

水産被害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えば、のり、魚、貝、漁船等の被害とする。
商工被害	建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。

## 激甚災害指定基準

激甚災害法 適用条項	適用措置	指定基準
第 2 章 (第 3 条) (第 4 条)	公共土木施設災 害復旧事業等に 関する特別の財 政援助	A 公共施設災害復旧事業費等の査定見込額 > 全国標 準税収入 × 0.5%
		B 公共施設災害復旧事業費等の査定見込額 > 全国標 準税収入 × 0.2% かつ (1) 一の都道府県の査定見込額 > 当該都道府県の標 準税収入 × 25% .....の県が 1 以上 又は (2) 県内市町村の査定見込総額 > 県内全市町村の標 準税収入 × 5% .....の県が 1 以上
第 5 条	農地等の災害 復旧事業等に 係る補助の特 別措置	A 農地等の災害復旧事業費等の査定見込額 > 全国農 業所得推定額 × 0.5%
		B 農地等の災害復旧事業費等の査定見込額 > 全国農 業所得推定額 × 0.15% かつ (1) 一の都道府県の査定見込額 > 当該都道府県の農 業所得推定額 × 4% .....の県が 1 以上 又は (2) 一の都道府県の査定見込額 > 10億円.....の県が 1 以上
第 6 条	農林水産業共 同利用施設災 害復旧事業の 補助特例	(1) 第 5 条の措置が適用される場合 又は (2) 農業被害見込額 > 全国農業所得推定額 × 1.5% で 第 8 条の措置が適用される場合 ただし、(1)(2)とも、当該施設に係る被害見込額が 5 千万円以下の場合を除く。
第 8 条	天災による被 害農林漁業者 等に対する資 金の融通に関 する暫定措置 の特例	A 農業被害見込額 > 全国農業所得推定額 × 0.5%
		B 農業被害見込額 > 全国農業所得推定額 × 0.15% かつ 一の都道府県の特別被害農業者 > 当該都道府県の農 業者 × 0.3% .....の県が 1 以上 ただし、A B とも、高潮、津波等特殊な原因による災 害であって、その被害の態様から、この基準によりが たいと認められるものについては、災害の発生のおど 被害の実情に応じて個別に考慮する。
第11条の 2	森林災害復旧 事業に対する 補助	A 林業被害見込額 > 全国生産林業所得推定額 × 5%
		B 林業被害見込額 > 全国生産林業所得推定額 × 1.5% かつ (1) 一の都道府県の林業被害見込額 当該都道府県の生産林業所得推定額 × 60%

資料 6-6 局地、激甚災害指定基準

		<p>又は</p> <p>(2) 一の都道府県の林業被害見込額 &gt; 全国生産林業所得推定額 × 1% .....の県が 1 以上</p> <p>ただし、A B とも、林業被害見込額は樹木に係るものに限り、生産林業所得推定額は木材生産部門に限る。</p>
第12条 第13条 第15条	<p>中小企業信用保険法による災害関係保証の特例</p> <p>小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例</p> <p>中小企業者に対する資金の融通に関する特例</p>	<p>A 中小企業関係被害額 &gt; 全国中小企業所得推定額 × 0.2%</p> <p>B 中小企業関係被害額 &gt; 全国中小企業所得推定額 × 0.06%</p> <p>かつ</p> <p>一の都道府県の中小企業関係被害額 &gt; 当該都道府県の中小企業所得推定額 × 2% .....の県が 1 以上</p> <p>ただし、火災の場合又は第12条の適用の場合における中小企業関連被害額の全国中小企業所得推定額に対する割合については、被害の実情に応じ特例的措置を講ずることがある。</p>
第16条 第17条 第19条	<p>公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助</p> <p>私立学校施設災害復旧事業に対する補助</p> <p>市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例</p>	<p>第2章（第3条及び第4条）の措置が適用される場合。</p> <p>ただし、当該施設に係る被害又は当該事業量が軽微であると認められる場合を除く。</p>
第22条	<p>罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例</p>	<p>A 被災地全域滅失戸数 4,000戸</p> <p>B (1) 被災地全域滅失戸数 2,000戸</p> <p>かつ</p> <p>一の市町村の区域内の滅失戸数 200戸又は住宅戸数の1割以上 .....の市町村が 1 以上</p> <p>又は</p> <p>(2) 被災地全域滅失戸数 1,200戸</p> <p>かつ</p> <p>一の市町村の区域内の滅失戸数 400戸又は住宅戸数の2割以上 .....の市町村が 1 以上</p> <p>ただし、(1)(2)とも、火災の場合における被災地全域の滅失戸数については、被害の実情に応じ特例的措置を講ずることがある。</p>
第24条	<p>小災害債に係る元利償還金の基準財政需</p>	<p>第2章（第3条及び第4条）又は第5条の措置が適用される場合。</p>

資料 6-6 局地、激甚災害指定基準

	要額への算入等	
第7条	開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助	災害の実情に応じ、その都度検討する。
第9条	森林組合等の行なう堆積土砂の排除事業に対する補助	
第10条	土地改良区等の行なう湛水排除事業に対する補助	
第11条	共同利用小型漁船の建造費の補助	
第14条	事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助	
第20条	母子及び寡婦福祉法による国の貸付けの特例	
第21条	水防資材費の補助の特例	
第25条	雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例	

## 局地激甚災害指定基準

激甚災害法 適用条項	適用措置	指定基準
第 2 章 (第 3 条) (第 4 条)	公共土木施設災害 復旧事業等に関する 特別の財政援助	当該市町村が負担する公共施設災害復旧事業費等の査定事業額 > 当該市町村の標準税収入 × 50% (査定事業費が 1 千万円未満のものを除く。) ただし、この基準に該当する市町村ごとの査定事業費を合算した額がおおむね 1 億円未満である場合を除く。
第 5 条  第 6 条	農地等の災害復旧 事業等に係る補助の 特別措置 農林水産業共同 利用施設災害復 旧事業の補助特 例	当該市町村内の農地等の災害復旧事業に要する経費 > 当該市町村の農業所得推定額 × 10% (災害復旧事業に要する経費が 1 千万円未満のものを除く。) ただし、当該経費の合算額がおおむね 5 千万円未満である場合を除く。
第 11 条の 2	森林災害復旧事 業に対する補助	当該市町村内の林業被害見込額 (樹木に係るものに限る) > 当該市町村に係る生産林業所得 (木材生産部門) 推定額 × 1.5 (林業被害見込額が当該年度の全国生産林業所得 (木材生産部門) 推定額のおおむね 0.05% 未満のものを除く。) かつ (1) 大火による災害 要復旧見込面積 > 300ha (2) その他の災害 要復旧見込面積 > 当該市町村の民有林面積 (人工に係るもの) × 25%
第 12 条  第 13 条  第 15 条	中小企業信用保 険法による災害 関係保証の特例 小規模企業者等 設備導入資金助 成法による貸付 金の償還期間等 の特例 中小企業者に対 する資金の融通 に関する特例	中小企業関係被害額 > 当該市町村の中小企業所得推定額 × 10% (被害額が 1 千万円のものを除く。) ただし、当該被害額を合算した額がおおむね 5 千万円未満である場合を除く。
第 24 条	小災害債に係る 元利償還金の基 準財政需要額へ の算入等	第 2 章 (第 3 条及び第 4 条) 又は第 5 条の措置が適用される場合。

資料 6-7 災害救助法による救助の程度、方法および期間

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考						
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者を収容する	(基本額) 避難所設置費 1人 1日あたり 300円以内 (加算額) 冬季 別に定める額を加算  高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。  2 避難に当たったの輸送費は別途計上						
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	1 規格 1戸当たり平均29.7㎡(9坪)を標準とする。 2 限度額 1戸当たり 2,401,000円以内 3 同一敷地内等におおむね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(規模、費用は別にさだめるところによる)	災害発生の日から20日以内着工	1 平均1当たり29.7㎡、2,401,000円以内であればよい。 2 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 3 供与期間 最高2年以内 4 民間賃貸住宅の借り上げによる設置も対象とする。						
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 全半壊(焼)、流失、床上浸水で炊事できない者	1人1日当たり 1,010円以内	災害発生の日から7日以内 (被災者が一時縁故地等へ避難する場合は、3日分以内を現物支給することができる)	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1食は1/3日)						
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	輸送費、人件費は別途計上						
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他の生活必需品を喪失、又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季(4月~9月)冬季(10月~3月)の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生の日から10日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること(被服、寝具及び身の回り品、日用品、炊事用具、食器、光熱材料)						
		区 分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算		
		全全流	壊焼失	夏	17,200	22,200	32,700	39,200	49,700	7,300
				冬	28,500	36,900	51,400	60,200	75,700	10,400
半半床	壊焼床上浸水	夏	5,600	7,600	11,400	13,800	17,400	2,400		
		冬	9,100	12,000	16,800	19,900	25,300	3,300		



資料 6-7 災害救助法による救助の程度、方法および期間

救助の種類	対 象	費 用 の 限 度 額	期 間	備 考
医 療	医療の途を失った者(応急的な処置)	1 救護班...使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所...国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内	患者等の輸送費は、別途計上
助 産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分娩した者であって災害のため助産の途を失った者(出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者)	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産婦による場合は、慣行料金の100分の80以内額	分娩した日から7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上
災害にかかった者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う 2 輸送費、人件費は、別途計上
災害にかかった住宅の応急修理	住家が半壊(焼)し、自らの資力により応急修理をすることができない者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要な最小限度の部分 1 世帯当たり 520,000円以内	災害発生の日から1ヵ月以内	
生業に必要な資金の貸与	住家が全焼、全焼又は災害のための生業の手段を失った世帯	1 1件当たり 生業費 30,000円 就職支度金 15,000円 2 貸与の条件 貸与期間 2年以内 利子 無利子	災害発生の日から1ヵ月以内	「生業に必要な資金」は、生業を営むために必要な機械、器具または資材等を購入するための費用に充てるものであつて、生業の見込確実な具体的事業計画があり、償還能力のある者に対して貸与するものであること。
学用品の供与	住家の全壊(焼)流失半壊(焼)又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損し、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒及び高等学校生徒等	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学校児童 1人当たり 4,100円 中学校生徒 1人当たり 4,400円 高等学校生徒 1人当たり 4,800円	災害発生の日から(教科書) 1ヵ月以内 (文房具及び通学用品) 15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1 体当たり 大人(12歳以上) 201,000円以内 小人(12歳未満) 160,800円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体捜索	行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	1 輸送費、人件費は別途計上 2 災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。

資料 6-7 災害救助法による救助の程度、方法および期間

救助の種類	対 象	費 用 の 限 度 額	期 間	備 考
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理(埋葬を除く。)をする。	(洗浄、消毒等) 1体当り 3,300 円以内 一時保存 { ・既存建物借上費 通常の実費 ・既存建物以外 1体当り 5,000 円以内 検案 { 救護班以外は慣行料金	災害発生の日から 10 日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため、生活に支障をきたしている場合で、自力では除去することができない者	1世帯当たり 133,900 円以内	災害発生の日から 10 日以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費	1 被災者の避難 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の搜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
実費弁償	災害救助法施行令第10条第1号から第4号までに規定する者	1人1日当り 医師、歯科医師 17,400 円以内 薬剤師 11,900 円以内 保健師、助産師、看護師 11,400 円以内 土木技術、建築技術者 17,200 円以内 大工、左官、とび職 20,700 円以内	救助の実施が認められる期間以内	1 時間外勤務手当は、日当額を基礎とし、常勤職員の均衡を考慮して算定した額以内とする。  2 旅費は、日当額を基礎とし、常勤職員との均衡を考慮して、各都道府県の職員に対する旅費の支給に関する条例において定める額以内とする。

この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、知事は、厚生労働大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

## 災害復旧に伴う国の財政援助等

### (1) 法律により国が負担又は補助する事業

対象となる事業	根拠となる法律及び条項
河川、海岸、道路、港湾、下水道等の公共土木施設の復旧	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第3条
公立学校の施設の復旧	公立学校施設災害復旧費国庫負担法第3条
公営住宅及び共同施設の復旧	公営住宅法 第8条
災害により特別に施行される土地区画整理	土地区画整理法 第121条
海岸保全施設等の復旧	海岸法 第27条
感染症予防事業、感染症病院等の復旧	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 第62条
災害により特に必要となった廃棄物処理費用	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第22条
臨時の予防接種	予防接種法 第22条
農地、農業用施設、共同利用施設等の復旧	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律 第3条
上水道施設の復旧	水道法 第45条
下水道施設の復旧	下水道法 第34条
道路の復旧	道路法 第56条
河川の復旧	河川法 第60条～第62条、第65条の2
鉄道の復旧	鉄道軌道整備法 第8条
生活保護施設の復旧	生活保護法 第75条
児童福祉施設の復旧	児童福祉法 第52条
老人福祉施設の復旧	老人福祉法 第26条
身体障害者更正援護施設の復旧	身体障害者福祉法 第37条の2
知的障害者援護施設の復旧	知的障害者福祉法 第26条
婦人保護施設の復旧	売春防止法 第40条

資料 6-8 災害復旧に伴う国の財政援助等

(2) 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律において対象となる事業

対象となる事業	適用条項
公共土木施設災害復旧事業などに関する特別の財政援助	
公共土木施設災害復旧事業	第3条
公共土木施設災害関連事業	
公立学校施設災害復旧事業	
公営住宅等災害復旧事業	
生活保護施設災害復旧事業	
児童福祉施設災害復旧事業	
養護老人ホーム、特別養護老人ホーム災害復旧事業	
身体障害者更正援護施設災害復旧事業	
知的障害者更正施設、知的障害者授産施設災害復旧事業	
婦人保護施設災害復旧事業	
伝染病院、隔離病舎等災害復旧事業	
伝染病予防事業	
公共施設区域内の堆積土砂排除事業	
公共施設区域外の堆積土砂排除事業	
湛水排除事業	
農林水産業に関する特別の助成	
農地等の災害復旧事業又は災害関連事業	第5条
農林水産業共同利用施設の災害復旧事業	第5条、第6条
開拓者等の施設の災害復旧事業	第7条
天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置	第8条
森林組合等の行う堆積土砂の排除事業	第9条
土地改良区等の行う湛水排除事業	第10条
共同利用小型漁船の建造費の補助	第11条
森林災害復旧事業	第11条の2
中小企業に関する特別の助成	
中小企業信用保険法による災害関係保証の特例	第12条
小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例	第13条
事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助	第14条
中小企業者に対する資金の融通に関する特例	第15条

資料 6-8 災害復旧に伴う国の財政援助等

対象となる事業	適用条項
その他の財政援助及び助成	
公立社会教育施設災害復旧事業	第16条
私立学校施設災害復旧事業	第17条
母子及び寡婦福祉法による国の貸付の特例	第20条
水防資材費補助の特例	第21条
罹災者公営住宅建設事業に対する補助の特例	第22条
産業労働者住宅建設資金融通の特例	第23条
公共土木施設、公立学校施設、農地及び農業用施設等の小災害に係る地方債の元利償還金の交付税の基準財政需要額への参入等	第24条
雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例	第25条